

(様式1)

審査基準 (申請に対する処分関係)

	担当課	保健福祉課	検索番号	7-6
法令名	社会福祉法	根拠条項	55の3-1	
許認可等	社会福祉充実計画の変更の承認			
(根拠規定)				
社会福祉法第55条の3第1項				
前条第一項の承認を受けた社会福祉法人は、承認社会福祉充実計画の変更をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、所轄庁の承認を受けなければならない。ただし、厚生労働省令で定める軽微な変更については、この限りでない。				
(許認可等の基準)				
[社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について (平成29年1月24日付け社援発0124第1号社会・援護局長他連名通知) ]				
(その他)				